

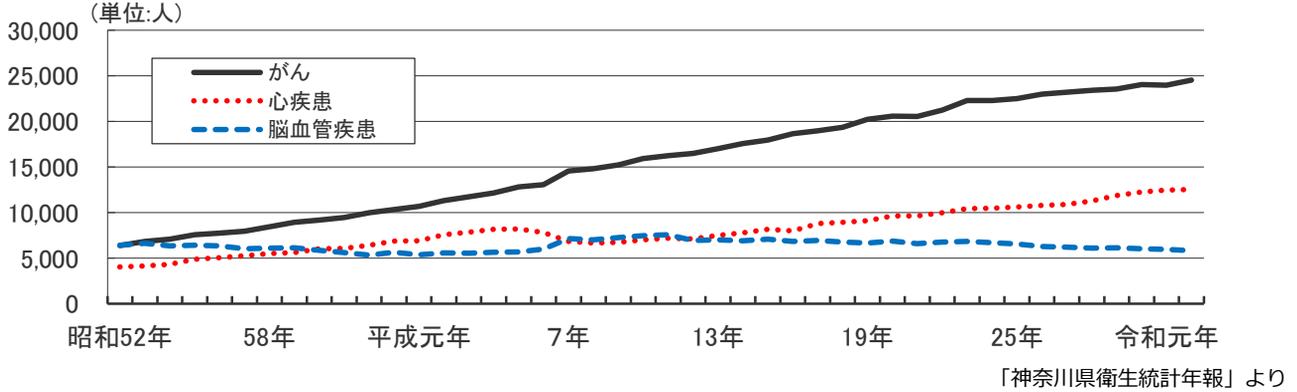
第1章 はじめに

計画改定の趣旨

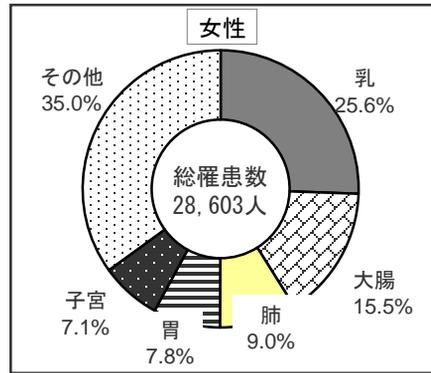
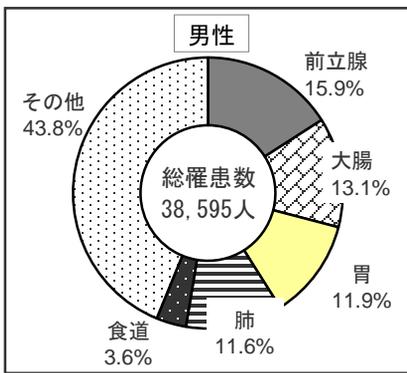
がんは生涯のうちに2人に1人がかかると推計されており、本県においても、昭和53年に死因の第1位となってから、死亡者数の増加が続いている現状を踏まえ、がんの克服を目指して、がん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

第2章 計画改定の背景

◆ 主要死因別死亡者数の推移

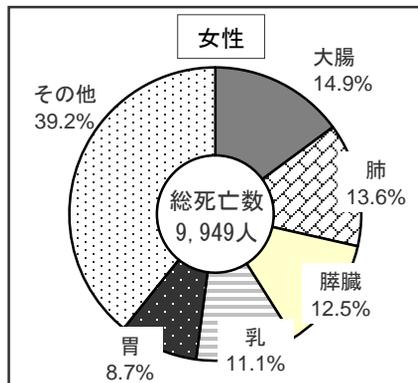
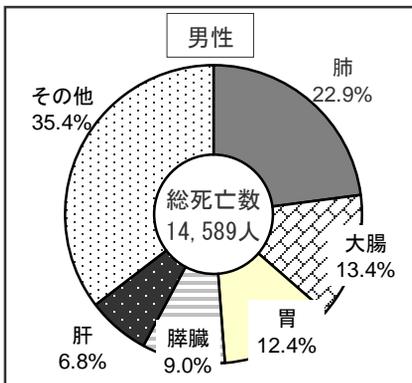


◆ 部位別罹患数：令和元（2019）年の数値における上位5部位



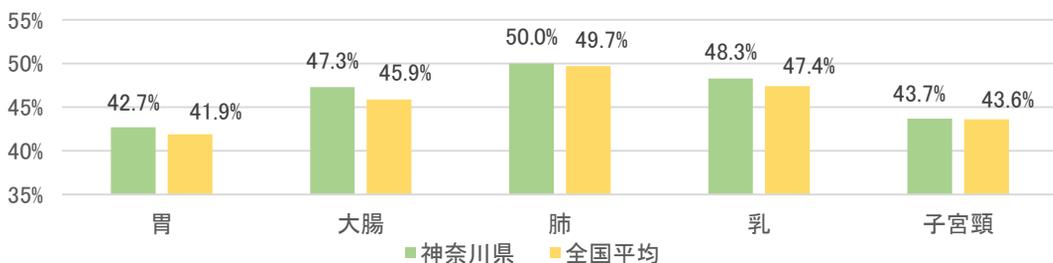
「全国がん登録における神奈川県がん情報」より

◆ 部位別死亡者数：令和2（2020）年の数値における上位5部位



「令和2年神奈川県衛生統計年報」より作成

◆ がん検診受診率：全国平均との比較（令和4（2022）年国民生活基礎調査）



【全体目標】

- 誰一人取り残さないがん対策を推進し、県民一人ひとりががんについて正しく理解することで偏見をなくすとともに、がんと向き合い、支え合うことができる社会を構築し、全ての県民とがん克服を目指す。

1 がんの未病改善

- 1次予防
 - 県民ががんになるリスクを減らすために、県民一人ひとりが主体的に「未病の改善」の取組を実践するとともに、子宮頸がんとHPV、胃がんとピロリ菌のように、感染が原因でがんになることの理解促進できるように取り組みます。
- 2次予防
 - 早期発見・早期治療により、がんになっても治る可能性が高くなるよう、がん検診の受診率（目標50%以上から60%以上にUP）及び精検受診率（目標90%以上）向上に取り組みます。
 - 感染症発生や災害時等にもがん検診を提供できる体制を準備します。
 - がん検診の精度向上のために、精検未把握率を低下させるための取組を進めます。

2 患者目線に立ったがん医療の提供

- 県がん診療連携協議会の役割
 - 県内の医療機関等が連携することで、患者や家族等が知りたい情報をわかりやすく提供していきます。
 - 県がん診療連携協議会への患者参画を進めます。
 - 感染症発生や災害時等のがん医療の提供体制の構築を進めます。
- 医療提供体制の均てん化・集約化
 - 患者が納得して治療を選択できるよう、特殊・高度ながん治療で一部の病院でしか実施していない治療についても、患者に説明できるよう病院間で情報を共有し、患者を紹介し合える体制を構築します。
- 妊孕性温存療法
 - 対象となるすべての患者とその家族等に対して、がん治療前に妊孕性温存療法についてわかりやすく説明し、その判断にあたってのフォローを行います。
 - 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る医療費の一部を助成します。
- 小児及びAYA世代のがん対策
 - 早期に小児がん拠点病院又は小児がん連携病院につながることができ、適切な治療や長期フォローアップを受けられるように取り組みます。
- 高齢者のがん対策
 - 高齢の患者とその家族等が、希望する地域や場所で適切な治療が受けられるように、地域の医療機関や介護施設等にも連携を広げます。

3 それぞれの立場で進めるがんとの共生

- がん患者及びその家族等への支援
 - 患者やその家族等が、必要に応じて適切な相談支援を受けられるよう、がん相談支援センターの周知に取り組みます。
 - 県は、多様な関係者と連携して、患者や家族等が、必要な時に正しい情報を入手できるためのツールを作成します。
 - 県は、患者団体等と連携して、ピアサポーターの養成及び認定に取り組みます。
- 就労を含めた社会的な問題への対策
 - 県は、1人でも多くの患者が、安心して治療と仕事を両立できるよう「かながわ治療と仕事の両立推進企業」の認定企業数を増やしていきます。
 - 県は、がん相談支援センターに、社会保険労務士等の専門家を派遣する事業を充実していきます。
 - がん相談支援センターは、ピアサポーターや患者団体等とも協力して、アピアランスケアを周知していきます。
 - 県は、医療従事者を対象にした、アピアランスケアやがん患者の自殺対策に関する研修会等を開催します。
- ライフステージに応じた支援
 - 県及び市町村は、在宅で療養する若年の末期がん患者に対して、在宅生活に係る費用の助成を行います。
 - 横浜こどもホスピスは、小児緩和ケア実践施設として、がんなどの病気の子どもと家族への様々な支援を行っていきます。
 - 県は、高齢のがん患者に対応できる地域の医療機関や介護施設等の情報発信を検討します。
- がんに対する理解の促進
 - 県は、協定企業や患者団体等と連携して、医療従事者やがん経験者を、がん教育の外部講師として養成するための研修会を開催します。

第5章 推進体制及び進行管理

- ・ 県民、がん患者団体、医療機関、事業者等の多くの関係者と連携・協力して取組を進めます。
- ・ 医療従事者等の「働き方改革」にも留意します。



神奈川県

健康医療局保健医療部
 がん・疾病対策課
 横浜市中区日本大通1 千231-8588
 電話 (045)210-1111(代) 内線5015
 F A X (045)210-8860